

議案第172号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第7号)のうち、
健康保険部の所管する部分について

それでは、議案第172号令和5年度大津市一般会計補正予算(第7号)のうち、健康保険部が所管する部分についてご説明いたします。

「一般会計予算説明書」8ページをお願いします。

歳入からご説明いたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金、説明欄物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の健康保険部は、高齢者への商品券交付事業に要する経費に対して交付されるものです。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

10ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目4老人福祉費、説明欄1老人福祉対策費は、物価高騰対策緊急支援給付金の対象とならない高齢者への生活支援として、1人につき1万円相当の商品券を交付する事業に要する経費です。

続きまして、繰越明許費の補正についてご説明いたします。

議案書の3ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正、款3民生費、項1社会福祉費、事業名老人福祉対策事業費は、高齢者への商品券の交付事業について、事業実施期間が翌年度にわたることから、必要な経費を令和6年度へ繰り越すものです。

以上、議案第172号、令和5年度大津市一般会計補正予算(第7号)のうち、健康保険部が所管いたします部分の説明とさせていただきます。ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。